

付論3 フランスにおける地理的表示規則の運用 ーコントロールを中心にー

須田 文明

1. 産品の高付加価値化政策の目標

フランスにおける農産物と食品の品質および原産地の保護政策の目標は、1999年7月9日の農業基本法の第75条以下によって規定され、またその後、措置の全体が、2006年1月5日の農業基本法によって規定されている^(付 3-1)。その第73条は、農産物、森林産品、食品の高付加価値化の公的方法を三つのカテゴリに分類している。品質識別表示もしくは原産地の表示、価値を高める valorisant 表示、製品認証アプローチである。この法律は INAO の権限を増大させ、INAO が品質および原産地の識別表示全体について法的措置の実施を担うことになったのである。さらに2006年3月20日の欧州規則の発布後に、新たな措置が科せられることになった。すなわち2006年12月7日のオルドナンス no.2006-1547 が高付加価値化記号の統一を行い、これが INAO を再編し、品質および原産地の識別表示全体の管理を INAO に与えたのである。

より詳しく見てみることにしよう。2006年12月7日のオルドナンスは、農産物、林産物食品および海産物が、農事法典により規定された条件で、また共同体規則との矛盾がないとき、以下のカテゴリに属する高付加価値化方法を受けることができることを規定している。

- ・品質および原産地の識別表示。ラベルルージュが高級品質を保証し、原産地呼称および IGP, STG が原産地もしくは伝統と関連した品質を保証する。「有機農業」は環境的品質を保証する。
- ・付加価値 valorisant 表示：「山岳」表示、農場産品もしくは「農場の産品」、「地ワイン」、海外県の「地方 pays の製品」
- ・製品の認証アプローチ

(農事法典 L.640-1 から L.641-24)

また同オルドナンスは、製品の付加価値化政策の目標を以下のように規定している。製品の付加価値化政策の原則は今日、農事法典の L.640-1 条により定義されている。この条文の規定によると、農産物および林産物、海産物の品質および原産地の領域において実施されている政策は、次のような目標に応えなければならない。

- ・消費者への情報提供を強化し、また彼らの期待を満たすために、製品の多様性および、その特徴の同定、その生産方法、その原産地の同定を促進すること。
- ・市場の明確なセグメント化により、農業部門、水産部門、林産物部門の発展を強化し、製品の品質を向上させること。

- ・地域において農業生産，林産物生産，食品生産を定着させ，とりわけ条件不利地帯において，ノウハウおよび産地の高付加価値化により，経済活動の維持を保証すること。
- ・農産物，林産物，食品の高付加価値化の成果を，生産者，加工業者，流通企業の間で均衡的に配分すること。

2. INAO の一般的権限

このオルドナンスは INAO に対して，品質および原産地の制度運営の役割を与えている。INAO を構成している委員会に与えられた権利は，農業職能団体に重要な権限を与えることを目的とし，運営とコントロールという二つの機能を切断している。INAO は，4 つの全国委員会 *comites*（ワインとスピリッツ，牛乳および食品，PGI およびラベルルージュ，STG，さらに有機農業）を代表する常設委員会 *conseil* と，「認可およびコントロール委員会 CAC」とから構成される。

全国委員会は，彼らが代表する領域において，INAO に付与された権限を実施する。全国委員会は，職能団体代表および行政代表，とりわけ消費者の代表を保証する有識者代表からなる。オルドナンスは，全国委員会は必要とあれば，州委員会を持つことができることを規定しており，こうして，産地レベルでの呼称の分権的管理を重要視している。さらに，オルドナンスは仕様書作成が ODG に付与されることを規定している。要するにこのオルドナンスは全国委員会に対して以下の権利を認めている。すなわち，SIQO の製品の承認，仕様書修正の提案。またこの承認を受けるための最小限の要請の定義。ODG の承認申請について，意見を述べること。自らの権限に属する製品の表示と提示に関する措置について意見を述べること。製品の品質および特徴を改善することができる措置を提案すること，である (Isla, A., Wallet, (2009))。

理論上は，全国委員会の構成は，それがステークホルダーの多様なカテゴリ（生産者，科学者，行政，消費者）を含んでいるいじょう，公益の表明にかなった活動と意見をもたらすことになる。

また CAC の設置が，INAO 運営の重要なイノベーションをなしている。つまり意思決定の公共性の明示化と拡大という方向に進んでいる。それは，この領域における権利付与を，全国会議から，自律的，種別的機構へと移動させるのである。CAC の任務はコントロール機関の認可について意見を述べ，この機関により作成されたコントロール・検査プランについて意見を述べることである^(付 3-2)。

INAO は，農事法典 L.640-2 の 1 に掲げられている品質および原産地の識別表示 SIQO に関する規則措置の実施を担う国の公的行政機関である。かかるものとして，INAO は以下を権限として有している。

- ・品質および原産地の識別表示を受けることのできる製品の承認と，その仕様書の修正を提案すること。

- ・品質および原産地の識別表示を受ける製品の保護運営を保証する機関の承認を表明すること。
- ・コントロールの一般的原則を定義し、コントロールプランおよび検査プランを認可すること。
- ・コントロール機関の認可を表明し、その評価を保証すること。
- ・仕様書の遵守のコントロールを確保し、場合によっては、その違反を罰する措置を執ること。
- ・その権限に属する製品のそれぞれの表示および提示に関する措置について意見を述べること。
- ・品質および原産地の識別表示に関するすべての問題について勧告を求められること。またあるフィリエールにおけるある表示の良好な運用ないしその振興、その高付加価値化に資するあらゆる措置を提案すること。
- ・フランスおよび外国における品質および原産地の識別表示の保護と振興に資すること。

(農事法典 L.642-5)

3. 保護運営機関 ODG による手続き

手続きは、ODG にまかされており、これが仕様書の作成を行う。次いで、仕様書の遵守のコントロールは、認証機関もしくは検査機関と呼ばれる第三者機関に委ねられる。

(農事法典, L.642-17, L.642-27 以下)

以下、保護運営機関 ODG から説明しよう (Dictionnaire permanente Entreprise agricole, 2010)。

(1) 保護運営機関 ODG

1) ODG の目的

ODG の名称は、ラベルルージュもしくは原産地呼称, IGP, STG を受ける製品の保護と運営を保証するための法人格をもった機関に与えられる。同一の機関は、複数の製品の運営と管理を保証することができる (農事法典 L.642-17)。

2) ODG の承認

ODG の資格の承認申請は、INAO に対してなされる。申請書類は以下を含む。

- ・地位、場合によっては、内部規則を含む
- ・品質および原産地識別表示を受ける製品の指定
- ・オペレータの代表性と、当該製品についてのオペレータの様々なカテゴリの代表の均

衡した性格を評価できるような情報

- ・組織および、法律により定義されているミッションに資する手段に関する情報
(農事法典 R.642-33)

ODG の承認は、当該の産品について権限のある全国委員会の意見を聞いた後に INAO の所長により決定される。

3) 承認された ODG の任務

ODG は、テロワールと地域的伝統、ノウハウ、およびこれらから生まれた製品の保全と活用の公益に資する。品質および原産地の識別表示を受けるそれぞれの産品について、ODG は以下を行う。

- ・仕様書案を作成し、とりわけオペレータに対して規定している内部コントロールを実施することで、コントロールプラン、検査プランの実施に参画する。
- ・オペレータのアップデート化を行い、これを定期的にコントロール機関と INAO に送付する。
- ・名称および製品、テロワールの保護活動に参画し、製品の高付加価値化に参画し、部門の統計データ作成に参画する。
- ・関連した全国委員会の決定を実施する。

さて、新しい規則により、生産者は表示を受けるためには、ODG に加盟しなければならず(農事法典 L.642-3)、このことが旧規則との決定的な違いの一つをなしている。ODG に加盟していない生産者はこの呼称の使用からも排除されることになり、以前の法律では、仕様書を遵守しない生産者のみが排除されていたのである。2006 年の改革に際して、生産者どうしがライバル関係にあるような地域では、生産者の ODG への加盟を義務づける改革への反対が噴出したという(Marie-Vivien, (2010))。

またフランスにおいてとられた ODG への加盟の義務づけが、欧州規則 510/2006 の第 8 条「登録された表示は、対応する仕様書に適合する食品を販売するすべてのオペレータにより使用することができる」という条項に抵触するという批判もある。さらに、フランスにおいて、オペレータの能力について事前に認定 *habilitation* を必要とさせていることもまた、欧州規則に抵触するという批判もあり得よう。欧州規則は単に、仕様書への製品の適合の検証を規定しているに過ぎないからであり、フランスにおけるオペレータの認可は、手続きの開始以前に、呼称の使用条件を作り出しまっているのである。

また ODG が仕様書を作成し、コントロール機関と協調して、コントロールプランもしくは検査プランの作成と実施に参画することになる。

(2) 高付加価値化表示の認可条件の定義とコントロール

1) 仕様書の目的

仕様書は、認可条件と製品の認証の条件の遵守を保証すること、宣誓した義務を制定す

ること、生産および加工、包装のすべての段階に登場するすべての人々に対して、記帳させること、を目的とする。それぞれの品質および原産地表示について一つの仕様書が作成される(農事法典 L.642-1)。

コントロールプランもしくは検査プランは、仕様書と関連づけられる。このプランは、オペレータ自身の活動について彼らにより実施される自己コントロールと、ODG の責任で行われる内部コントロールを含む。またこれは、コントロール機関により実施される外部コントロールを含む。とりわけ、自主コントロールと内部コントロールについて行われる外部コントロールを含む。コントロールプランは、オペレータが、仕様書の要請を満たすことができる能力を承認する認可の発行方法を規定している(農事法典 L.642-2,および R.642-39)。

品質および原産地の識別表示の使用は、ODG によるオペレータの同定(オペレータの資格認定のために)、INAO により認可されたコントロールプランの遵守、実施されたコントロールに服する(農事法典 L.642-3)。

品質原産地識別表示を受けるそれぞれの製品について、コントロールプランないし検査プラン、およびコントロール機関(認証機関及び検査機関)が INAO のホームページ上で公開される(農事法典 R.642-40)。

2) オペレータの定義

オペレータという名称は、品質原産地表示 SIQO を受ける製品の生産もしくは加工、調整に実際に関与するすべての人に与えられる。オペレータはすべて、保護管理機関の加盟員である(ただし、この機関が承認された業種間組織である場合を除く)(L.642-3)。フランスにおいて 2006 年の改革によって、かつての規則で「生産者」と呼ばれたタームがオペレータというタームに置き換えられた。このことは欧州規則 510/2006 を踏まえており、旧来の欧州規則が生産者と加工業者というタームを使っていたのに対して、オペレータ概念を使用しているのである(第 10 条のコントロールに関する条項を参照)。

3) 仕様書の遵守、コントロール機関の選択

管理保護機関 ODG は仕様書のコントロールを行う機関を選択する。この機関は、仕様書の良い遵守を確認し、これを INAO に通知することができるよう、能力と不偏不党、独立を保証することができなければならない。

もしこの機関がすでに認可されていない場合、コントロール機関は、それが以下を実施しようとするには、INAO の認可を得なければならない。

- ・ラベルルージュないし、原産地呼称、STG, IGP, 有機農産物認証を受ける製品の認証活動。
- ・このコントロール方法を受けること選んだ原産地呼称を受ける製品の検査活動。

INAO になされる認可申請書は活動および、表示、産品カテゴリについて詳述する。最初の認可は 4 年間についてなされる。この期間を経て後、コントロール機関の申請に基づ

いて、5年ごとに認可が更新される。

4) コントロール機関の義務

コントロール機関は、コントロールプランもしくは検査プランを INAO に送付する。それはまた INAO の所長に対して毎年、その運営報告書を送付する。コントロール機関はまた、認証もしくは検査についての自らの一般的条件を記述した文書、また ODG、コントロールされたオペレータ、認証ないし検査の対象となった産品を記述した文書を公にしなければならない(R.642-46 以下)。

5) 仕様書遵守のコントロール

品質原産地表示 SIQO を受ける産品の仕様書の遵守のコントロールは、コントロールプランもしくは検査プランに基づいて実施される。

仕様書の遵守のコントロールの必要性のために係るあらゆる費用は、オペレータにより負担される（コントロールが認証機関によるものであろうと、検査機関と INAO によるものであろうと）。

6) 認証機関

認証機関は、ラベルルージュもしくは IGP, STG, 有機農業, 場合によっては、原産地呼称受ける製品の品種を保証することを任務としている。(農事法典 L.642-28)

認証機関は、認証の付与および維持、拡張を決定する。それはまた、仕様書への違反を罰する措置を執り、オペレータに対して、観察を生み出すことを可能とさせた後に、認証の中断ないし撤回を表明する。認証機関は、品質および原産地の識別表示を受けることができる製品の承認を提案し、その仕様書の修正を提案する。それはまた、品質原産地表示を受ける産品の ODG の承認を表明する。(農事法典 L.6402-30)

認証機関は、それぞれの仕様書について、コントロールプランを作成し、このプランが、仕様書違反を罰則する措置のリストを含む。「有機農業」を受ける製品に関する場合を除いて、コントロールプランは、当該の ODG と協調して作成される。(農事法典 L.642-29, R.642-53 ~ R.642-56)

4. コントロールの実際

さて、欧州規則 510/2006 は公権力によるコントロールから民間認証機関によるそれへと道筋をつけ、フランスもこうした方向を辿ることになった。中立で独立した第三者機関によりなされるコントロールは、地理的表示保護制度からの国家の一定程度の退却を示していよう (Marie-Vivien, (2010))。

この欧州規則は、公的コントロールという概念を導入し(第 10 条)、加盟国は、公的コ

ントロールを組織化するために、その権限ある監督官庁を指定する。フランスでは INAO がこれにあたる。この規定の目的は、国家の下で、AOP/IGP のコントロールの一般的枠組みを維持することであり、仕様書の技術的コントロールは加盟国の裁量に任されている。また第 11 条は、仕様書のコントロールについて規定しており、このコントロールが国家の権限ある官庁によるか、あるいは製品の認証機関として活動するコントロール機関(公的権威がコントロールの特定の任務を委任する独立第三者機関で、EN45011,ISO/CE165 規格で認定されている)による。

2006 年のフランスの改革は、第三者へのコントロールの委任であった。

フランスのコントロールは、以下の二つに分けることができる。

①権限ある官庁による上位のコントロール

INAO が、欧州規則に合致した権限官庁 *autorite competent* であり、以下に規定するマクロレベルのコントロールを担う。

- ・コントロール機関（認証機関及び検査機関）の認可 *agrement*
- ・コントロール機関により作成されたコントロールプランを、認定コントロール委員会 CAC が認可
- ・コントロール機関が検査機関である場合、コントロール機関により確認された違反の罰則の適用
- ・コントロール機関の監督

INAO は CAC を有しており、これが、(コントロール原則を決定する) 公的コントロールを運営している。

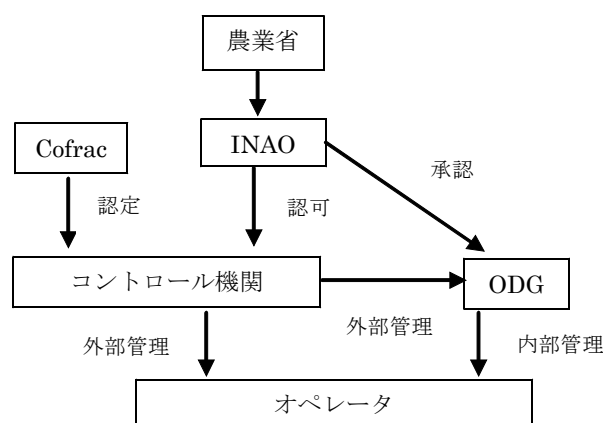
②第三者機関によるミクロレベルのコントロール

コントロール機関は、認証機関もしくは検査機関である。認証機関は IGP もしくは AOC の認証を保証することを任務とする。これは、それぞれの仕様書について、コントロールプランを作成し、ODG とともにコントロールプランを作成する。ODG が仕様書のコントロールを担う機関を選択する。コントロールプランは、自らの活動に関するオペレータにより実施される自主コントロール、ODG の責任の下で行われる内部コントロールを含む。そのうえプランは、コントロール機関により実施される外部コントロールを示し、違反を罰する措置のリストを含む。最後にそれは、仕様書の要請を満たすためのオペレータの能力 *aptitude* を承認する認定 *habilitation* の発行の様式を規定している。認証機関はコントロールプランを INAO の CAC (INAO のコントロール原則を定義する責任を有する) に送付し、ついで、ODG にこれを送付し、これが、オペレータにこれを伝える。認証機関は、認証の付与、維持、撤回について、決定する。仕様書への違反を罰し、オペレータに対して、レポートを作成させた後に、認証の中止か、撤回を通告する。認証機関は、AOC/IGP を使用する権利をオペレータに喪失させた決定について、7 日間以内に INAO にこれを伝える。仕様書遵守のコントロールに必要な費用のすべては、オペレータの負担でまかなわ

れる（農事法典 L.642-27）。

ところで AOC/IGP について改革は、オペレータの認定義務を設定した。それは、AOCIGP を生産するオペレータの性向を承認することである（仕様書を遵守することができる生産要素を有しているか、という意味で）。暫定的に CAC は、すでに取り組んでいる、ODG と認められているすべてのオペレータは認定の免除を受けることを決めている。

上述のことを図示すれば以下のようなものである。



第 1 図 原産地表示の保護システム

出典：Tidiane, 2007, p.56

なお、規則は経済危機に引き継ぐ措置を規定している。すなわち例外的に、また市場での、もしくは部門での深刻な経済危機の状況においては、農業省、消費省、場合によって財務省は、INAO の意見を聞いた後に、一定の期間、当該の品質原産地表示製品の生産条件を修正する有効な措置を執ることができる。（農事法典 L.642-4）

5. 国内付加価値表示の保護

製品の付加価値表示の保護は、不正防止規則の適用により保証される。品質の種別的表示への存在の場合に適用される罰則は消費法典により規定されている。

不正防止部局が、すべての検証を行い、ラベルおよびその他の付加価値表示に関する措置の良好な適用を監視するために権限を持っている。違反は、不正防止 repressif 裁判所に告訴される（農事法典 L.643-1 以下）。

付加価値表示への損害は、消費法典 L.115-19 から L.115-26 に規定され、刑法により処罰される。これらの違反は、禁固 2 年および 37,500 ユーロの罰金に処せられる。

6. 共同体の保護を受ける表示

以下、共同体の保護を受ける表示のフランス国内での申請方法などについて、簡潔に示しておこう。

①申請者に必要とされる要件

団体のみが、AOP,PGI,STG の登録申請を行うことができる。

②申請場所、申請書の構成

フランスでは、AOP、IGP,STG にかかるすべての申請は INAO になされる。申請書類は以下を含まなければならない。

- ・製品の正確な表示
- ・当該の表示を受ける製品の ODG の承認申請
- ・仕様書（65 を参照）
- ・当該の製品カテゴリについてすでに認可されているコントロール機関の名称、もしくはこのコントロール機関の認可申請
(農事法典 R.641-12)

③仕様書もしくは仕様書案の内容

仕様書は、製品の特殊性を記述し、生産および加工、場合によっては包装条件を定義し、(もしそれがあつたら、異なつたオペレーションが行われる場所を正確に示し)、コントロールされるべき主要なポイント、評価方法について示す。(農事法典 R.641-11, R.641-12)

④反対の国内手続きの開示

AOP,IGP,STG の承認申請は、全国委員会の意見を聞いた後に、INAO 所長により組織される 2 ヶ月間の国内反対手続きに付される。

この手続きの開示およびその目的その期間の公示は官報に掲載される。仕様書案は INAO のサイトでも閲覧できる。

⑤反対の検討

理由を付した反対は、書面にて INAO に送付され、これは、2 ヶ月を経た後に、理由を付した意見を述べる。

反対が、当該の名称に関わる場合、反対者は、使用の条件、先使用、この名称で販売されている量、場合によってはすでに実施されている種別的な投資、その実施日、この投資のために得られた補助金などについて正確に示すこと。

反対が、商標登録により与えられた先使用权に基づいている場合、INAO が工業所有権機関 INPI に意見を求める。INPI が 2 ヶ月の後に理由を付した意見を述べる。

⑥ 共同体登録への反対

欧州連合官報への表示の公示の日から 6 ヶ月後に、すべての加盟国ないし第三国、正統な利害を有し、加盟国に事務所を持つ、もしくは居住し、第三国で登録を申請している者をのぞく、自然人法人は、理由を付した表明の委員会への提出により、当該の登録に反対することができる。

⑦ AOP,IGP の登録の効果

AOP,IGP として登録された表示は、すべての加盟国で承認される。登録により、この表示の所有者は、すべての加盟国において、濫用的な商業的使用、詐称、製品の産地に関する誤った表示、製品の真の原産地に関して公衆を誤認させるあらゆる実践を禁じさせることができる。

(欧州規則 510/2006, 13 条,14 条)

⑧ 保護された表示のフランスでの不正確なもしくは不正な使用

フランスでは、AOP,IGP, STG への不正確な、もしくは不正なすべての言及が、不正な原産地呼称の表示と見なされる。それは、消費法典 L.115-22 により処罰され、禁固と罰金を科せられる。

7. コントロールプランについて

以下では、特にコントロールプランに的を絞って、詳細に論じておくことにしよう(以下の記述は Tidiane, 2007 による)。

なお、ここでは AOC 産品を事例に説明しておく。

コントロールプランは、オペレータの能力認定 *habilitation* プランとサーベイランス(監視)プラン、(非適合が見つかった場合の)修正プランを含む。AOC 産品の特徴に適したコントロールプランの作成にとって考慮すべき主要な原則は以下の通りである。

- ・製品の精緻化において役割を演じている、また製品の特異性に対して影響を持つすべてのオペレータを(カテゴリごとに)同定し、考慮する。
- ・能力認定 *habilitation* プランは、サプライチェーンに参入する能力があることを申請するために、評価されるべきすべての点を提示しなければならない(規則を満たしていることも含めて)、これはすべてのオペレータに該当する。さらにこのプランは、評価に関連した文書と、この評価の責任機関を記述しなければならない。
- ・サーベイランスプランは、AOC 産品のオリジナリティを示さなければならない、つま

りその地理的原産地，地方的で公正で，コンスタントな慣行（その特異性の定義に参画し，最終製品の特徴を示している）を示さなければならない。

- ・サーベイランスプランは一般的な規則上の要請を含んではない（特異性に影響をもつような要請を除いて）。
- ・修正プランは罰則における度合いを提示し，非適合の分類を定義し，それぞれのタイプの欠点（再犯の場合を含む）について定義しなければならない。
- ・修正プランは目的とされる価値の水準で，可能な範囲を考慮しなければならない。

（１） AOC 管理計画作成のための一般的アプローチ

１） 能力認定プラン

能力認定の目的は，生産条件に参入したいと望むすべてのオペレータについて，以下を行う能力を評価することである。

- ・デクレにおいて，また現在のコントロールプランにおいて規定されている要請を満たしていること。
- ・その参入に際しての予めの要請を遵守していること。

資格認定は，AOC サプライチェーンに参入することを望むすべての新規オペレータについて体系的に実施されなければならない。

古参のオペレータについては，調査によって，もしくは INAO または認証機関 OC による承認を通じて ODG によって，遡っての評価がなされることができよう。もしくは別のやり方で，「古いオペレータ」が，「能力ある」と想定されることもできようし，サーベイランスプランが，その能力を確認することもある。

資格認定は，デクレ（仕様書）のあらゆる要請（明示的，もしくは暗黙の）の遵守のコントロールを考慮しなければならない。

第 1 表 能力認定プラン

評価すべき点	目標の価値	評価手法	添付文書	評価責任機関
デクレの要請の全体 (暗黙, 明示的)	オペレータに適用 されるデクレと規則 に規定	評価すべき点に 応じて (監査, 文 書, 立ち入り検査 等)	手続き, 登録, 定式等	検査機関 OI の意見の後に INAO による承認を伴う ODG, もしくは OC による承認 を伴う ODG

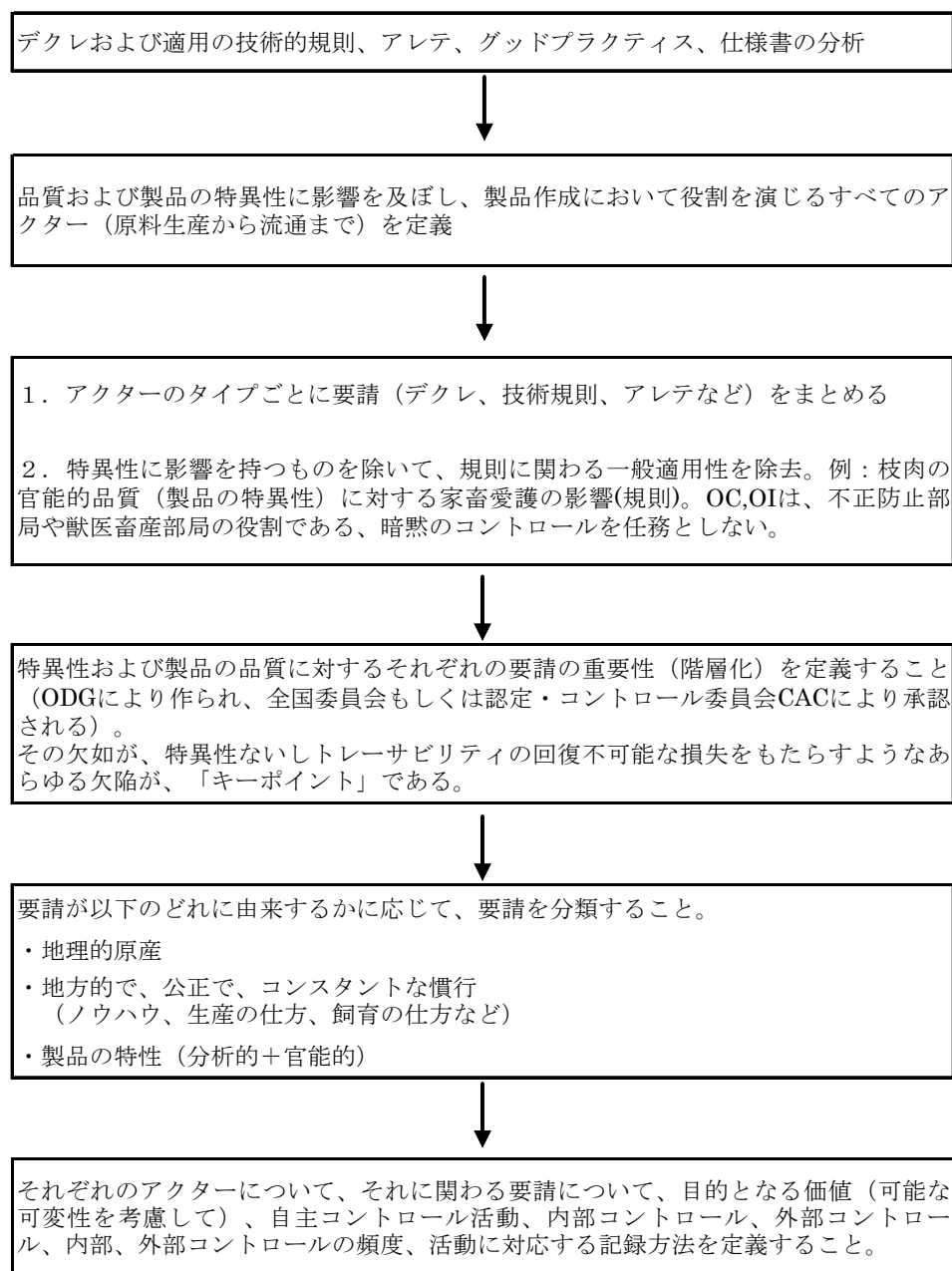
出典：Tidiane, (2007)

２） サーベイランスプラン

サーベイランスプランは，生産条件と製品特性を含んでいる。サーベイランスプランの作成のための行動は以下のものである。

(i) 生産条件

まず、生産条件に係る流れについてフローチャートを示しておこう



第2図 サーベイランスプランのフローチャート

出典：Tidiane, (2007)

(ii) 官能試験

官能試験は、AOC 製品の認可において強調されるポイントである。この試験は製品の特性に応じて多様な形態をとる。製品に応じて、審査員たちの官能的記憶が嗅覚、味覚視覚、触覚（テクスチャー、柔らかさなど）の感覚を通じて解釈される。試飲試食試験をも

つ產品（ワインやチーズなど）もあれば、試飲試食のない產品もある（精肉、牧草など）。

①試飲試食の試験のある產品

「客観的な」官能試験の実施は能力と透明性という二つの要請を必要とする。

（a）能力

この概念は、審判員による製品の深い知識と、製品がタイプに属すると識別する感覚的能力を強調している。この概念は、誰が評価委員会のメンバーになれるのか、という問題を提起する。この問いに答えるためには、候補者についての基準を記述した手続きが存在しなければならない（年齢、資格、活動など）。

- ・まず、同僚たちにより承認された、サプライチェーンのすべての職業人がいる。彼らは、製品を熟知し、日常的にこれを生産し、チェーン全体を活性化させている。彼らは一般的に ODG により提案される。
- ・AOC 地帯に由来する人々であり、彼らはその評判、その家族史、その活動、その文化、製品へのその知識などにより正当化される。

次いで、評価委員に提案された人や、その製品に対する知識を正当化する人々は、官能的な身体能力を正当化するために、官能適性試験にパスしなければならない（例えば差別化のテスト）。というのも、彼らは非常に優秀な職業人ではあっても、あまりよい嗅覚や触覚、味覚を持っていないかもしれないからである。ODG により提案され、OC ないし INAO により承認された手続きが、こうしたテストと、これらのテストを担う機関を定義しなければならない。こうした機関は、ODG から独立していなければならない。こうした適性証明が発行されなければならない。選拔された審査員は、定期的に再評価されなければならない。次いで、選拔されたすべての審査員は ODG により組織された、製品特性やボキャブラリー、採点表に関する訓練を受けなければならない。

（b）透明性

透明性は、すべての手続きが定義されること、独立した外部の観察者が、すべてが、記述されていたように行われたことを証明することを前提している。試飲試食試験がコントロール機関により組織されることが望ましい（2006 年の農業基本法の適用のデクレにより規定されていたように）。

そのためには、ODG により記述され、OC により承認された手続きが標本抽出を定義し、つまり標本およびロットの概念を定義し、対象を定義しなければならない（規模、形態など）、標本抽出方法（ISO 規格か、それとも別か）。標本抽出は OC により実施されなければならない。

ついで、ODG により記述され、OC により承認された手続きが、匿名化＝ブラインド化規則（コード化、番号付け、形態、評価委員会に提示される標本の規模など）を定義するであろう。またブラインド化は OC により実施されなければならない。最後に、ODG により記述される手続きが官能試験の条件（パネルの構成、定足数、認可決定規則など）

を定義しなければならない。こうした手続きは OC により承認されなければならない。

選抜された評価委員のリストは OC に送付され、これが、自らが組織する官能評価試験のために、委員を召喚する。

②試飲のない製品

最も重要な点は、能力と透明性である。

(a) 能力

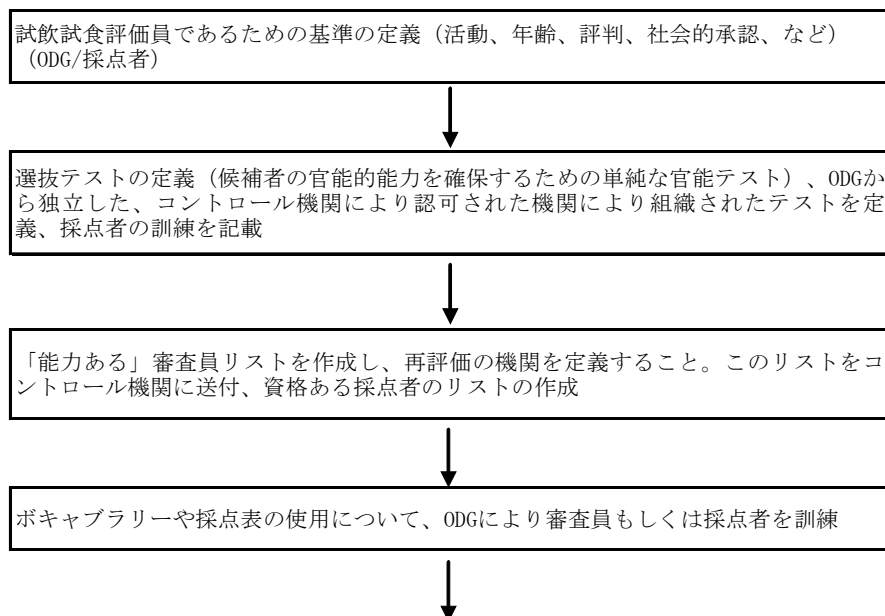
手続きは、審査員の選抜基準（資格、活動、年齢など）を記載しなければならない。ODG は感覚試験への適性試験を定義しなければならない。これは、独立機関により実施される。それはまた「適正のある」と申告される採点者の訓練を確保しなければならない。採点の基準と表がデクレに定義される。採点者は基準の活用を照らして訓練される。手続きは訓練について記述しなければならない。

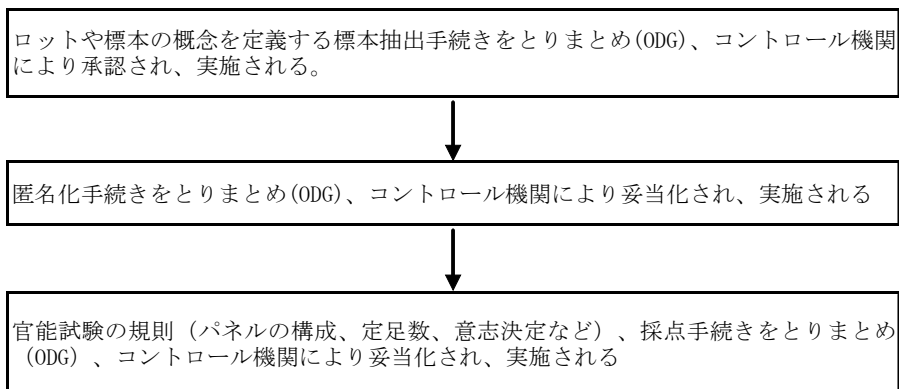
認定された審査員リストが作成され、コントロール機関に送付されなければならない。

(b) 透明性

製品もしくは標本は、審査員に提示される際にはブラインドでなければならない。ODG により記述された手続きは、ブラインド化規則を記載しなければならない（例：酪農家の記載無しの表示によりブラインド化された枝肉）。コントロール機関は検査される製品の匿名性を確保しなければならない。ODG は手続きの中に製品認可決定規則を記載しなければならない。コントロール機関は手続きを妥当化し、これらの規則の遵守を監視することになる。

以下、官能試験の手続きのフローチャートを図示しておこう。





第 3 図 官能試験のフローチャート

出典：Tidiane, (2007)

(iii) AOC のサーベイランスプランの構造

以下の表は AOC 産品を事例にサーベイランスプランの内容を示してある。

第 2 表 サーベイランスプランの構造

コントロールの基準	目標価値	方法論と頻度		
		自主コントロール (オペレータ)	内部コントロール(ODG)	外部コントロール (OG/OC)
地理的原産地				
原産地の基準全体（オペレータに関して）	AOC 地 帯 で の 地 域、 活 動 等	地域で存在、地域 での活動展開、由 来の確保	視覚や文書によ るコントロール	視覚や文書による コントロール
地方的、忠実で、コンスタントな慣行				
特徴的な実践 と、品質に資す る実践の全体 (オペレータ)	デクレの 中で規定 (仕様書)	地方的で忠実で、 コンスタントな慣 行との適合性確保	基準に応じて (文書コント ロール、視覚、 分析、計算、監 査など)	基準に応じて（文 書コントロール、 視覚、分析、計 算、監査など）
製品特性				
物理化学的特徴	デクレの データ (仕様書)	製品の自己評価を 組織化する（分 析）	標 本 抽 出 手 続 き、匿名化手続 き、内部で分析	手続きの分析・承 認、標本抽出、匿 名化、分析結果の コントロール
官能的特徴	デクレの データ	製品の自己評価、 採点者の形態	審査員選抜、採 点者の格付け、 標 本 抽 出 手 続 き、官能試験手 続き（パネル構 成、定足数、審 議手続き）、採 点表、内部テス ト	手続きの分析と承 認、標本抽出、匿 名化、標本、審 査員の召還、官能試 験の実施、採点者 の格付けのコント ロール

出典：Tidiane, (2007)

3) 修正プラン

修正プランはコントロール機関によって異なるが、検査機関の場合、INAOにより適用される罰則システムを定義することができる。修正プランの作成は、次の段階を経る。

(i) 非適合のタイプの定義

状況の現実を考慮するために、罰則における度合いをつけること、つまり非適合の様々なレベルのグラデーションをつけるべきである。三つの分類が、オペレータの非適合の多様なタイプを考慮することができるように思われる。つまりオペレータは微少な欠点もしくは中くらいに重大な欠陥、もしくはきわめて重大な欠陥を持つことがあり得るのである。

第3表 非適合

分類	内容
m	軽微な非適合
M	重大な非適合
G	深刻な非適合

出典：Tidiane, (2007)

(ii) 非適合の定義

非適合を階層化するためには、これを定義しなければならない。非適合の定義として以下が提案される。

軽微(m)：その欠陥があるからといって、「トレーサビリティ」および「特異性」の消失をもたらすわけではないような欠陥にかかわる。

重大(M)：その欠陥が以下を引き起こすような、仕様書のすべてのポイントに関わる。

- ・「トレーサビリティ」の消失をもたらすが、一時的であり、修復可能。
- ・禁止事項を破ったからと言って、特異性の消失をもたらさない。
- ・製品の品質への損害
- ・動物愛護や環境への損害

深刻(G)：その欠陥が、特異性ないしトレーサビリティについて回復しがたい損失を与えるようなすべての「決定的なポイント」に関わり、また・あるいは官能試験の審査委員会の好意的ならざる意見を受けた製品に関わる。

(iii) 非適合リストの作成

このリストは、それぞれのAOCについてOIにより確認された非適合の分類を即座に総覧し決定するためのINAOにとっての道具となるであろう。このリストは、オペレータの下で確認される非適合の履歴や、予見可能な非適合によって作成されるであろう。このリストは、新たな非適合の追加によって定期的に（期間について定義されるべき）見直されることになる。以下の表はロックフォールチーズの酪農家を事例にした非適合リス

トを示してある。

第4表 オペレータのタイプごとの非適合のリスト

非適合の内容	分類
例：酪農家の能力適性の申告書がない	G
例：非適合飼料のストック条件	M
例：作業日誌のつけ忘れ	m

出典：Tidiane, (2007)

(iv) 罰則の基準

それぞれのタイプの非適合について罰則のパネルを定義し、再犯の場合の罰則（もっとも厳しくあるべき）を定義しなければならない。再犯という概念はきわめて深刻である。というのも、同一の理由について、同一の非適合を引き続き二度見いだすことは困難であるからである。この点を考慮して、再犯の概念を定義しなければならない。

(v) 再犯の定義

再犯とは、前回のコントロールに引き続いて、即座に修正活動が実施されていないことである（正当な理由なく）。もしくは、それは、同じような意見に引き続いて、官能試験の審査委員会の好意的ならざる意見を二度にわたり受けることである。

第5表 罰則の基準

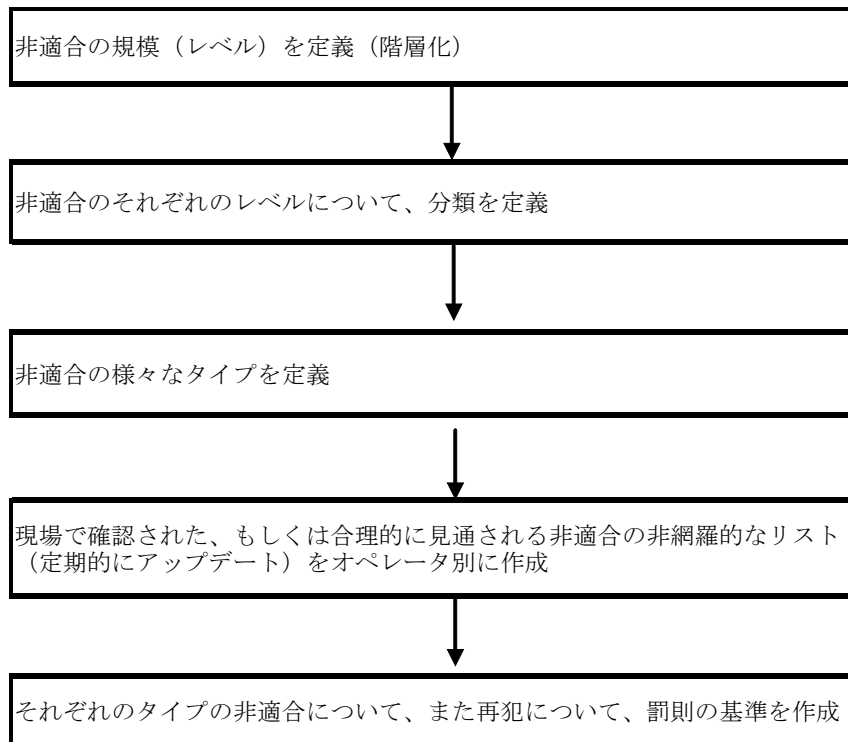
分類	罰則	再犯の罰則	再犯に引き継ぐ再犯の罰則
m	警告＋修正行動要請（期限を限った実施）	修正行動、実施証明＋オペレータの負担による補完的コントロール	適性申告書の無効化
M	修正行動要請（実施の時間的遅れを伴う）＋オペレータの負担による補完的コントロール	修正行動要請（実施の時間的遅れを伴う）＋追加的コントロール	適性申告書の無効化
G	当該のロットもしくは製品の格下げ	ロットの格下げ＋オペレータの負担による追加的コントロール	適性申告書の無効化、もしくは一定期間の中止

出典：Tidiane, (2007)

注：補完的コントロール：非適合のポイントについてのコントロール

追加的コントロール：コントロールされるべきポイントすべてについてのコントロール

以下は、修正プランの作成のフローチャートを示している。



第 4 図 修正プランの作成のフローチャート

出典：Tidiane, (2007)

4) 具体例の紹介

以下では、コントロールされるべき主要な点とその評価方法について、二つの例を示しておこう。

第 6 表 AOC Ch à taigne d' Ardc è he (アルデシュのクリ)

生産条件		
コントロールされる点	基準の価値	評価方法
生産方法の立地	AOC地帯でのすべての生産方法（クリの生産から調整まで）	文書，視覚
栗園の立地	INAOにより作成されたリストで同定される栗園	文書
品種と間作	・ハイブリッドは不可。認められている65在来種に属すること。 ・間作は以下に限られる：木イチゴ類もしくは手入れされた草地	文書，視覚
生栗の選別と防虫	規定されている技術により実施される（例外を除く）	文書，視覚
乾燥の期限，加熱殺菌	・収穫後，1月31日前までに乾燥 ・加熱殺菌：コーティングの添加物および溶液なし。	文書，視覚

製品の特徴		
生栗		
コントロールされる点	基準となる価値	評価手法
栗の外観	虫食い、もしくは外傷を示す実は10%まで	官能試験
官能的品質	AOCへの適合性	
加工品		
湿度	丸ごと、破碎、粉の乾燥栗：湿度10%未満 ピュレー：乾燥重量の割合(24%プラスマイナス2%)	分析試験
官能的品質	AOCへの適合性	官能試験

出典：Tidiane, (2007)

第7表 AOC Maine Anjou（牛肉）

コントロールされる点	基準となる価値	評価手法
地理的地帯	地理的地帯（オペレータの立地）で生まれ、飼育され、と畜された家畜	文書でのコントロール
家畜品種	Rouge des pres品種:品種41番の両親に由来する品種。父親は、UPRAのハードブックに登録された雄牛	文書
飼育条件	同一の経営で生まれ、飼育された家畜。家畜群の構成、拡充、遺伝的改良の場合、以下の条件で若い家畜の購入可能。 ・12ヶ月以上経営で、継続的に存在する雌牛（仕上げを含む）。 ・遅くとも12ヶ月齢で、経営で継続的に存在する雄牛（経営で仕上げがなされる）。	文書
家畜の年齢	経産牛で10歳未満の雌牛、30ヶ月以上の去勢雄牛	文書
家畜群の飼料	・経営の草地全体（永年、一時的）の考慮。 ・0.7ha/24月以上の去勢雄牛 ・1ha/子牛を連れた雌牛（雌牛＋未經産牛）、繁殖用雌馬とその連れ、もしくは6頭の雌羊とその連れ、10頭の山羊とその連れ ・家畜は、少なくとも3月15日から11月15日まで放牧	文書、視覚によるコントロール
仕上げfinitionの期間	と畜以前に2ヶ月以上	文書
仕上げ期間における飼料	・少なくとも主要な原料の最初の三つについて、その同定を可能とする一つの形の元で、流通している炭水化物、タンパク質捕捉飼料。 ・家畜の重量の0.5%に等しい1日の量。 ・サイレージ飼料禁止	文書、視覚
生体での適合性	家畜は筋肥大を示してはならない	視覚
後部クォータの熟成	と畜場で、骨付きで4日以上	文書
官能的品質	・EUROPカタログの肥育分類で、3ないし4 ・外部と内部の脂肪分の配分、柔らかさ、色の分析	文書、視覚、官能試験
表示	・枝肉および切断肉は、以下を正確に示す表示を伴う ・AOCの呼称名 ・「と畜の日付と小売りのその間の成熟時間が9日以上」という表示 ・もしくは、真空sous vide包装では「と畜と小売りの時間は10日以上」という表示	文書、視覚

出典：Tidiane, (2007)

(付 3-1) 以下の記述は Dictionnaire permanente Entreprise agricole (2010) による。

(付 3-2) コントロール機関には、認証機関と検査機関とが存在し、コントロールプランが認証機関により発行されるのに対して、検査プランは検査機関により発行される。認証機関はコントロール結果について調書を作成し、罰則を言い渡すことができるのに対し、検査機関は調書を作成し、これを INAO 地方部局に報告し、INAO が罰則を言い渡す。

[引用文献]

Dictionnaire permanente Entreprise agricole (2010), Label et signes de valorisation des produits

Isla, A., Wallet, F. (2009) "Innovations institutionnelles dans les dispositifs d'indications géographiques et intégration des principes de développement durable ", REM, no.225-226, pp.9-35

Marie-Vivien, D. (2010) "*Le Droit des Indications Géographiques en Inde : Un Pays de l'Ancien Monde face aux Droits Français, Communautaire et International.*", These, EHESS

T. Tidiane, (2007) "Methodologie generale de redaction de plans de controle adaptes aux Indications Géographiques (AOP/IGP)"